

◎「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成 12・05・29 資第 16 号）

新	旧
第 2 処分の基準 (1) ～ (39) [略] (40) 第 27 条の 12 の 11 第 3 項の規定による託送供給等約款の変更命令 第 27 条の 12 の 11 第 3 項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、同項各号に該当しない場合としては、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① 配電事業者の供給区域内の一の需要家（以下この（40）において単に「一の需要家」という。）ごとに次の式により算出した値のいずれかが±5%を超える場合（ただし、当該配電事業者の供給区域の全部又は一部をその供給区域に含む一般送配電事業者（以下この（40）において単に「一般送配電事業者」という。）が第 18 条第 5 項又は第 8 項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第 19 条第 2 項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業者が第 18 条第 12 項の規定により託送供給等約款を公表した日から起算して三月以内に配電事業者が第 27 条の 12 の 11 第 1 項の規定に基づき託送供給等約款の変更の届出をすることによりこの要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等約款を第 27 条の 12 の 11 第 4 項の規定に基づき公表した場合を除く。）[第 1 号要件]	第 2 処分の基準 (1) ～ (39) [略] (40) 第 27 条の 12 の 11 第 3 項の規定による託送供給等約款の変更命令 第 27 条の 12 の 11 第 3 項の規定による託送供給等約款の変更命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、同項各号に該当しない場合としては、より具体的には、例えば、次のような場合とする。 ① 配電事業者の供給区域内の一の需要家（以下この（40）において単に「一の需要家」という。）ごとに次の式により算出した値のいずれかが±5%を超える場合（ただし、当該配電事業者の供給区域の全部又は一部をその供給区域に含む一般送配電事業者（以下この（40）において単に「一般送配電事業者」という。）が第 18 条第 5 項又は第 8 項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第 19 条第 2 項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業者が第 18 条第 12 項の規定により託送供給等約款を公表した日から起算して三月以内に配電事業者が第 27 条の 12 の 11 第 1 項の規定に基づき託送供給等約款の変更の届出をすることによりこの要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等約款を第 27 条の 12 の 11 第 4 項の規定に基づき公表した場合を除く。）[第 1 号要件]

$$(A/B - 1) \times 100 (\%)$$

A 配電事業者の供給区域における託送供給等について、配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における一の需要家別ごとの需要側託送供給料金の単価

B 配電事業者の供給区域における託送供給等について、一般送配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における一の需要家別ごとの需要側託送供給料金の単価

- ② 配電事業者の供給区域内の低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要（以下この②において「3需要種別」という。）ごとに次の式により算出した値のいずれかが正となる場合であって、その理由についての供給区域内の需要家に対する説明が合理的でなく、又は供給区域内の需要家に対する需要側託送供給料金についての説明が十分なものでない場合（ただし、一般送配電事業者が第18条第5項又は第8項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第19条第2項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業者が第18条第12項の規定により託送供給等約款を公表した日から起算して三月以内に配電事業者が第27条の12の11第1項の規定に基づき託送供給等約款の変更の届出をすることによりこの要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等約款を第27条の12の11第4項の規定に基づき公表した場合を除く。）[第1号要件]

$$A - B$$

$$(A/B - 1) \times 100 (\%)$$

A 配電事業者の供給区域における託送供給等について、配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における一の需要家別ごとの託送供給等約款料金の単価

B 配電事業者の供給区域における託送供給等について、一般送配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における一の需要家別ごとの託送供給等約款料金の単価

- ② 配電事業者の供給区域内の低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要（以下この②において「3需要種別」という。）ごとに次の式により算出した値のいずれかが正となる場合であって、その理由についての供給区域内の需要家に対する説明が合理的でなく、又は供給区域内の需要家に対する託送供給等約款料金についての説明が十分なものでない場合（ただし、一般送配電事業者が第18条第5項又は第8項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第19条第2項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業者が第18条第12項の規定により託送供給等約款を公表した日から起算して三月以内に配電事業者が第27条の12の11第1項の規定に基づき託送供給等約款の変更の届出をすることによりこの要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等約款を第27条の12の11第4項の規定に基づき公表した場合を除く。）[第1号要件]

$$A - B$$

A 配電事業者の供給区域における託送供給等について、配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における3需要種別ごとの料金収入の合計値を3需要種別ごとの販売電力量の合計値で除した値

B 配電事業者の供給区域における託送供給等について、一般送配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における3需要種別ごとの料金収入の合計値を3需要種別ごとの販売電力量の合計値で除した値

③ 配電事業者の供給区域において、配電事業者の系統に接続される発電者の一の発電場所（以下この（40）において単に「一の発電場所」という。）ごとに次の式により算出した値のいずれかが±5%を超える場合（ただし、一般送配電事業者が第18条第5項又は第8項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第19条第2項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業者が第18条第12項の規定により託送供給等約款を公表した日から起算して三月以内に配電事業者が第27条の12の11第1項の規定に基づき託送供給等約款の変更の届出をすることによりこの要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等約款を第27条の12の11第4項の規定に基づき公表した場合を除く。） [第1号要件]

$$\frac{(A/B - 1) \times 100}{100} (\%)$$

A 配電事業者の供給区域における一の発電場所ごとの発電側託送供給料金について、配電事業者の託送供給等約款を

A 配電事業者の供給区域における託送供給等について、配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における3需要種別ごとの料金収入の合計値を3需要種別ごとの販売電力量の合計値で除した値

B 配電事業者の供給区域における託送供給等について、一般送配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における3需要種別ごとの料金収入の合計値を3需要種別ごとの販売電力量の合計値で除した値

[新設]

<u>適用した場合における一の発電場所ごとの発電側託送供給料金の単価</u> <u>B 配電事業者の供給区域内における一の発電場所ごとの発電側託送供給料金について、一般送配電事業者の託送供給等約款を適用した場合における一の発電場所ごとの発電側託送供給料金の単価</u> <u>④ 上記③のA－Bの値が正となる場合であって、その理由についての供給区域内の需要家に対する説明が合理的でなく、又は供給区域内の需要家に対する発電側託送供給料金についての説明が十分なものでない場合（ただし、一般送配電事業者が第18条第5項又は第8項の規定による託送供給等約款の変更の届出をし、又は第19条第2項の規定による託送供給等約款の変更があったことにより、この要件に該当することとなった場合にあっては、一般送配電事業者が第18条第12項の規定により託送供給等約款を公表した日から起算して三月以内に配電事業者が第27条の12の11第1項の規定に基づき託送供給等約款の変更の届出をすることによりこの要件に該当しない託送供給等約款を定め、かつ、当該託送供給等約款を第27条の12の11第4項の規定に基づき公表した場合を除く。）</u> [第1号要件] <u>⑤～⑬</u> [略] (41)～(92) [略]	[新設] <u>③～⑪</u> [略] (41)～(92) [略]
--	--